
第4回 企業内共済会の給付事業に
関する調査の概要
給付事業の実態と給付発生率

㈱産労総合研究所 / (社)企業福祉・共済総合研究所
協同調査

【調査の概要】

(調査の目的)

企業内共済会が給付事業を検討する際の基礎資料として活用してもらう

(調査対象)

全国の企業内共済会を有する企業

- ・調査母体 1,080社
- ・有効回答数 84社
- ・回答率 7.8%

(調査時期)

2002年5月1日～5月30日

(調査方法)

郵送による質問票記入方式

この調査は、2002年5月1日から5月30日を調査期間とし2001年度の給付実績について、全国を対象に㈱産労総合研究所と(社)企業福祉・共済総合研究所で把握している企業内共済会(以下、「共済会」という)を対象に質問票を郵送し、所要事項を記入後、郵送により返送してもらった。

今回の有効回答数は84共済会で回答率は7.8%であり、84共済会の会員規模別分布は表2のとおりである。

この調査は従来、(社)企業福祉・共済総合研究所(旧(社)産業労働研究所)が「共済会の給付発生率と給付

金額に関する調査」として過去3回(1992年度、1995年度、1998年度)にわたって行ってきたが、今回から㈱産労総合研究所との協同で、同調査をベースに新たに調査を行っている。

したがって、過去の統計と多少比較できるように調査票の質問項目に配慮したが、近年の状況を勘案して質問項目を多少改善している。

今回は過去の調査に比べ、1,000人未満規模の企業から多くの回答を得ることができた為(過去3回の調査では回答総数の1割～2割程度の占有率であったが、今回は回答総数の4割が1,000人未満規模で占められており、調査項目によっては、大規模企業と中堅規模との共済会を比較した場合、スケールメリットがなければ実施が困難な給付項目もある)、給付発生件数の面で過去の調査結果と多少異なる傾向が示されている。

共済会の運営方式には、まず「福利厚生を目的とした従業員団体方式(企業からの補助金が事業費の相当部分(半分前後以上)を占めている場合、脱税防止のため共済会の収支や損益の処理は企業と一体とみなし、企業からの補助金が余った場合は会計年度末に企業に清算戻しを義務付けられている共済会をいう。)」と「人格のない社団方式(共済会の収支や損益の処理は完全に企業とは分散しており、あたかも独立した「公益法人」に

準じた経理処理が税法上認められている共済会をいう。企業からの補助金は寄付として処理することもできるが、一般的には一度従業員に共済手当として支給し、従業員の会費に上積みして共済会に払い込まれるケースが大部分である。)といった税法上の区分による方式があり、さらに「労働組合方式(労使共同拠出でありながら、形式的には労働組合法に基づく労働組合(法人である労働組合)によって運営され、非組合員(事務費分を別途負担させている例が多い)も加入している共済会をいう。)、**「株式会社方式」**、**「財団・社団方式」**などがある

そこで今回回答を得た共済会の運営方式の状況を表1に示しているが、「人格のない社団方式」が56.6%であるのをはじめ、「福利厚生を目的とした従業員団体方式」が34.2%、「労働組合方式」が2.6%などの順となっている。

なお、共済会の会員数と運営方式の関係については、1,000人未満では「福利厚生を目的とした従業員方式」が「人格のない社団方式」よりも多く、共済会の会数(以下「規模」という)が8,000人以上になると「福利厚生を目的とした従業員方式」の回答はなく、「人格のない社団方式」が11共済会と、規模が大きくなるほど「人格のない社団方式」で運営される傾向にある。

これは、「福利厚生を目的とした従業員団体方式」よりも「人格のない社

団方式」の方がスケールメリットを生かしたファンドの構築ができる点が評価されている結果といえる。

給付項目別にみた実施率と会員1,000人あたりの給付発生件数

共済会が行う主な給付事業は、在職者である会員を対象としたものとして「祝金関係」「死亡弔慰金」「傷病見舞金」「医療費補助」「生活支援」「災害見舞金」「年金」などがあり、退職者を対象とするものとして「退職者共済関係」がある。

今回の調査では、共済会の給付事業を大きく、『祝金』、『死亡弔慰金・供花など』、『傷病見舞金・休業所得補償』、『各種年金』、『医療費補助』、『生活支援』、『災害見舞金』、『退職者共済事業』の8グループに分類し(区分の詳細については21頁参照)各グループの給付項目の実施率と、実施している場合の1,000人あたりの給付発生件数を調べている。

共済会給付事業の実施率(表3)

まずは、各グループの実施率を比較してみることにする(表3)。

『祝金(退会餞別金を含む)』は、全体の97.6%にあたる82社が実施をしている。

共済会が会員相互の助け合いを目的としている場合、「祝金」を給付対象としてどの程度重視するかによって、「祝金」への力の入れ方や祝金の給付項目の中身に違いが生じてくる。

付表

区分	内訳
会員数	5,581 人
年間総収入	9,141.0 万円
年間給付総額	7,391.8 万円

表 1 共済会の運営方式

(単位：%、社)

区分	合計	福利厚生を目的 とした従業員団 体方式	人格のない社団 方式	労働組合方式	株式会社方式	財団・社団方式	その他
調査計	100.0 (76)	34.2 (26)	56.6 (43)	2.6 (2)	- (-)	- (-)	6.6 (5)

表 2 回答を得た共済会の規模

共済会の会員数	サンプル数 () 内は%			
	参考			今回(2001 年度)
	1992 年度	1995 年度	1998 年度	
299 人以下	10(6.1)	13(11.5)	20(22.2)	26(32.1) 40(49.3)
300 ~ 999				14(17.3)
1000 ~ 1,999	54(32.9)	23(20.4)	16(17.8)	12(12.3)
2000 ~ 2,999	24(14.6)	12(10.6)	10(11.1)	6(7.4)
3000 ~ 3,999	21(12.8)	19(16.8)	4(4.4)	1(1.2) 4(4.9)
4000 ~ 4,999			4(4.4)	3(3.7)
5000 ~ 5,999	24(14.6)	17(15.0)	5(5.6)	1(1.2) 5(6.2)
6000 ~ 6,999			7(7.8)	2(2.5)
7000 ~ 7,999			5(5.6)	2(2.5)
8000 ~ 9,999	9(5.5)	6(5.3)	3(3.3)	8(3.7)
10,000 ~ 19,999	12(7.3)	13(11.5)	8(8.9)	7(8.6)
20,000 人以上	10(6.1)	10(8.8)	8(8.9)	6(7.4)
総計	164(100.0)	113(100.0)	90(100.0)	84(100.0)

表 3 共済会給付事業の実施状況と給付額

給付事業	実施率 (%)	実施共済会 (社数)	合計件数	合計給付額 (万円)	1 共済会当 たりの合計 給付額 (万円)
祝金	97.6	82	43,297	108,256.8	1,320.2
死亡弔慰金・供花など	96.4	81	13,983	127,605.3	1,575.4
傷病見舞金・休業所得補償	88.1	74	16,054	96,023.6	1,297.6
各種年金	35.7	30	1,639	53,457.7	1,781.9
医療費補助	45.2	38	31,890	33,798.6	889.4
生活支援	54.8	46	13,019	21,561.6	468.7
災害見舞金	72.6	61	152	3,730.5	61.2
退職者共済事業	10.7	9	1,626	18,632.0	2,070.2

この調査では「祝金」の給付事業を実施していないのは2.4%（2社）とわずかではある。しかし、このことは共済会の相互扶助事業を「祝い事」よりも「不幸な出来事」に対する生活支援施策に重点を置いている結果といえる。

実際に、近年共済会の給付制度の見直しを行った事例の中には、会員にとっても受給の時期が予測しやすい（会員が予め発生の時期や必要とする金額がある程度予測でき、そのうえそれらに対する事前準備が可能である）「祝い事」については儀礼的給付水準に留める一方で、「生活に予期できぬ出来事」（発生の時期や必要金額の予測が困難であり、それらに備えることが困難な出来事）に対する経済的、心理的負担を軽減する給付項目へ比重を高める動きが見られる。

したがって、「祝い事」については企業が就業規則や労働協約の中で福利厚生事業の一環として「祝金（祝品）」を送っている例は多く、また、労働組合が組合員の「祝い事」に対して「祝金（祝品）」を労働者福祉として給付している例も少なくない為、事業主側や労働組合側の給付などと併せて、共済会の給付水準を検討することも必要な場合もある。

さて、次に『死亡弔慰金・供花など』については、全体の96.4%が実施しており、「祝金」に次ぐ高い実施率となっている。

『傷病見舞金・休業所得補償』につ

いては全体の88.1%が実施しており、『災害見舞金』は全体の72.6%が実施している。

同じ「不幸な出来事」であっても「傷病見舞金」や「災害見舞金」は、「死亡弔慰金・供花など」に比べて実施率は低くなっている。

最近の傾向では、この「災害見舞金」も儀礼的な水準から一時的な生活費の補填や損害の一部の補填に多少なりとも役立つ水準を目指しているケースが増える傾向にあるものの、災害の種類や損壊の程度が多様なために金額的に給付額が高くても結果的には儀礼的な意味合いしか持たない場合もある。しかしながら、1995年に発生した阪神・淡路大震災以降、企業の危機管理対策の一環として、給付額や給付規定の見直しなどに取り組んだ企業もみられる。

遺族・遺児育英年金などといった『各種年金』は35.7%となっているが、共済会によっては長期的な給付項目を見直す例も現れており、今後も実施率に影響するものと思われる。

『生活支援』の実施率は54.8%である。女子就労者の増加、長期化に伴い、育児・介護支援策関係の給付を導入する共済会が増えてきており、今後の新規給付項目として注目される分野である。

『医療費補助』は45.2%の実施率となっている。「医療費補助」は健康保険制度でカバーできない部分について会員の医療負担を軽減させるた

めの制度である。しかし、この補助については、各企業の健康保険組合で附加給付制度として実施している例も多く、共済会での「医療費補助」の実施率は少ない結果となっている。

『退職者共済事業』の実施率は10.7%である。「退職共済関係」の給付事業は、「在職者福祉から生涯総合福祉へ」という企業福祉あるいは労使協同福祉の流れに対応したものであるが、まだまだ浸透度は低い。

この「退職者共済事業」は、既存の在職者を対象とする共済会とは別に、「OB会」のような一定範囲の退職者を対象とした別組織の共済会を設けている例が多いが、退職者共済会の原資は、在職中（50歳以上の会員）から会費を募り、退職後から老人保健制度の適用となる日までの間に医療費の補助を受けられる仕組みとなっている。

『祝金』の実施率と給付発生件数(表4)

「祝金」の項目の中で実施率が高い順にみると、まず「結婚祝金」(91.7%)が9割以上の実施率であるのはじめ、「出産祝金」が90.5%、「退会餞別金」が81.0%、「子女入学祝金」が44.0%、「子女結婚祝金」が29.8%などの順となっている。

また「祝金」の会員1,000人当たりの給付発生件数であるが、「退会餞別金」が33.1件で最も多く、ついで「結婚祝金」が20.0件、「出産祝金」

が18.8件、「子女入学祝金」が13.3件、「子女結婚祝金」2.3件、「子女卒業祝金」1.7件、などとなっている。

今後さらなる少子化傾向が生じた場合には、「出産祝金」や「子女入学祝金」、「子女卒業祝金」、「子女結婚祝金」などの給付発生率も低下する可能性も考えられる。

なお「永年勤続祝金」や「結婚記念日祝金」、「子供結婚祝金」などは、従業員の定着率が高い企業において給付発生件数が高くなる傾向にある。

このように、今回の調査結果では、「退会餞別金」が「結婚祝金」や「出産祝金」などよりも実施率が多少低いにもかかわらず、その発生件数が高い傾向にあるのは、定年退職に加え、早期退職優遇制度などにより、共済会を退会する会員が増加していることが影響しているものと考えられる。

「退会餞別金」は共済会という共助の仲間から去っていくものに対する儀礼的給付項目であるが、過去には会費の一部を退職時に備えて積み立てる一種の積み立て預金的性格を持っていた例も見られたが、これは「出資等の取り締まりに関する法律」に違反する疑いがあるために最近は姿を消している。

むしろ、退会は会員が必ず直面する事であり、退職金など退職に伴う企業等からの給付もあり、共済会としては給付金額の多寡に関わらず、小額であっても一つの思い出となる「記念品」を送る例もあれば、「退職餞別金」を

最初から設けない例ある。また「退職
餞別金」を廃止し、その費用を退職前
教育の補助に振り向けるといふ例も
過去にはみられた。しかし、今日お
いて「退会餞別金」が存続する理由の
一つに、会費を長期にわたり納めなが
ら給付を受ける機会がなかった会員
に対する配慮や、早期退職する会員へ
の配慮等があげられる。しかし、退職
者数の増加により給付発生件数も増
加しつつある共済会では、この制度を
廃止し、限られた原資を在職の会員
のために有効活用できるようにするた
めの見直しを図る例も生じている。

次に『祝金』の共済会規程上の平均
給付金額をみると、平均給付金額の高
い順にみていくと、「結婚祝金」が
25,026 円（77 件）であるのをはじ
め、以下「リフレッシュ補助金」が
15,000 円（5 件）「出産祝金」が
11,053 円（76 件）「退会餞別金」
が 9,787 円（69 件）「子女結婚祝
金」が 9,600 円（25 件）「子女入
学祝金」が 8,000 円（37 件）など
となっている。

『死亡弔意金・供花など』の実施率
と給付発生件数（表 5）

不幸は残された遺族にとっても、心
理的にも経済的にも負担となるもの
であり、そのために給付金額は手厚く
なる傾向が顕著に見られる。
会員（＝従業員）や配偶者の死亡に対
する給付項目を実施している共済会
は多いが、会員が日常生活の中で遭遇

する経済的、心理的負担を軽減する機
能を死亡弔慰金などが有している点
を考えれば理解できるものといえる。

そこで『死亡弔慰金・供花など』に
おいて実施率を見ていくと、最も高い
のは「父母死亡給付金」で 91.7%と
なっている。ついで「本人死亡給付金」
が 89.3%、「配偶者死亡給付金」が
86.9%、「子供死亡給付金」が
82.1%、「配偶者の父母死亡給付金」
が 69.0%、「祖父母・孫死亡給付金」
が 51.2%で、これら 6 つの給付項目
が 50.0%以上の実施率である。

「その他」が 19.0%となっている
が、この中には「弔事帰郷手当金」と
いったように、直接的な「死亡弔慰
金・供花など」ではないが、父母・養
父母が遠隔地に住んでいて死亡した
場合、葬式等に参加する旅費負担を補
助する制度が含まれている。

さて、1,000 人当たりの給付発生
件数であるが「父母死亡給付金」が
13.2 件となっている。これに対し「本
人死亡給付金」は 1.5 件、「配偶者死
亡給付金」は 0.9 件、「子供死亡給付
金」は 1.9 件、などとかなり低い発生
率である。今後、会員の実父母や義父
母（配偶者の実父母）にも団塊の世代
を老親に持つ者も増えるにつれ、老親
の死亡に対する給付金は増えるもの
と考えられる。また、死亡給付金に加
えて「弔事帰郷手当金」などを給付す
る例もあるが、これは「父母死亡
給付金」の給付金額を充実させる以上
に会員にとってメリットを与えてい

るといえる。

なお、共済会における死亡弔慰金、特に「本人死亡給付金」の給付額が高額化するにつれて、民間生命保険会社の団体死亡保険等に再保険して危険分散を図っている例もある。しかし給付額の大きさによっては、給付発生件数が1,000件当たり1~2件程度と低いこともあり、自家保険(自家共済)で運営しているケースもある。このように、どのような方法で運営するかは、各々の共済会における会員の年齢構成や、望むべき給付金額の大きさ、過去からの給付発生率などの経験値などを総合的に判断して決めることが大事である。

『傷病見舞金・休業所得補償項目』
の実施率と給付発生件数(表6)

『傷病見舞金・休業所得補償項目』の実施率をみると、「本人傷病見舞金」が77.4%で抜きんで高く、ついで「本人入院見舞金」が32.1%、「私傷病長欠保障」が22.6%、「障害見舞金」が14.3%などとなっている。「重度心身障害見舞金」と「病氣見舞金」は各々1.2%と実施率は低い。

さて、1,000人当たりの給付発生件数であるが、「本人傷病見舞金」が最も多く23.5件で、ついで「私傷病長欠保障」が6.0件、以下「療養見舞金」が1.5件、「本人入院見舞金」が1.3件、「家族傷病見舞金」が0.6件などとなっている。

次に「傷病見舞金」の共済会規程上

の平均給付金額をみると、やや儀礼的要素を含んでいる「本人傷病見舞金」は9,892円(65件)となっている。

またサンプル数は少ないが、「障害見舞金」は60,000円(12件)、「傷病(障害)退職見舞金」は364,444円(9件)となっており、会員が共済会からの給付を受けて経済的にある程度助かるという水準の給付額になっている。

このほか「本人入院見舞金」は6,963円(27件)、「療養見舞金」は8,857円(7件)などとなっている。

病氣によって長期欠席している従業員に対して共済会が給付する金額は、儀礼的見舞金に留まらず、国の医療保障制度ではカバーできない医療費負担や所得保障的な要素も重視する傾向が強まっている。

『各種年金』の実施率と給付発生件数(表7)

ここでいう『年金』とは、一般に言われる企業年金(調整年金や適格年金など)ではなく、会員が不幸にして高度な廃疾状態(厚生年金法で示されている障害等級の1級程度)で退職、あるいは会員が死亡したことで自動的に退職となった場合に、その遺族の生活の安定または充実に寄与することを目的として、相当の長期間にわたり継続的かつ定期的に金銭を給付するための年金制度のことである。

まず、『年金』の各項目の実施率を見ると、「遺児育英年金」の実施率は

22.6%で、ついで「遺族年金」が11.9%、ついで「遺児年金」が8.3%、などとなっている。

1,000人当たりの給付発生件数をみると、「遺児育英年金」が2.0件となっているのをはじめ、「遺族年金」が1.2件、「遺児年金」が0.1件などとなっている。

「遺族年金、遺児育英年金」の給付発生件数が、「本人死亡給付金」のそれよりも高いのは、年金は1回限りの給付ではなく、新たに発生した対象者数が前年までの対象者数に累積されるためである。したがって、遺児育英年金制度の導入を検討する際には、この点に留意する必要がある。

『医療費補助』の実施率と給付発生件数(表8)

会員本人や家族が会社を長期的に休業しなければならないような傷病に罹ると、健康保険制度などの公的医療保障以外の自己負担の医療関連費用が、家計上大きな負担となる場合がある。このような場合に、会員の経済的負担の軽減を支援する制度として『医療費補助』制度があげられる。

まず、『医療費補助』の各項目ごとに実施率をみていくと、「本人入院補助金・差額ベッド料補助」の実施率は40.5%、ついで「家族入院補助金・差額ベッド料補助」が27.4%、さらに実施率が低くなって「本人人間ドック」が8.3%、「家族人間ドック」、「出産給付金」、「本人医療費」、「家

族医療費」が各々4.8%、などとなっている。

次に1,000人当たりの給付発生件数をみると、「家族医療費補助」が36.0件と高く、ついで「本人医療費補助」が22.2件となっており、会員本人より家族の方が高い受益を受けている傾向にある。

2002年10月の健康保険法の改正により、被保険者本人の自己負担額も現状の2割から3割への負担増加、老人保健制度適用者の一定以上所得者の自己負担の増加などの動きを勘案すると、この医療費補助に対するニーズは高まるものと考えられる。したがって、特に「家族医療費補助」については、会員の経済的負担を軽減する機能を有していることから、どの範囲までの家族(例えば、会員が経済的に主体となって養っている家族の範囲を勘案する)を対象にするのかを明確にしなければ、給付適用範囲に歯止めがない給付になり、共済会の適正な財政を実現できないことも生じる。

『医療費補助』の共済会規程上の平均給付金額を項目別にみていくと、「本人入院補助金・差額ベッド料補助」が3,853円(34件)、「家族入院補助金・差額ベッド料補助」が3,643円(23件)、「本人人間ドック」が6,400円(7件)、「家族人間ドック」が12,500円(4件)、「出産給付金」が7,500円(4件)などとなっている。

「本人人間ドック」は、これは会員

が任意で行うものであり、健康保険組合の補助金以外に給付申請をし、結果的に自己負担なしという形で健康チェックが行える。特に1泊2日型の人間ドックは、健診を行う際に豪華な宿泊施設を利用できる魅力もあり、本来の健康管理支援補助的要素から離れ、結果的には豪華宿泊施設利用補助的要素が強くなってしまっている。そこで、健康保険組合を中心に従来の人間ドックに対するあり方を見直す傾向が強まっている(人間ドック型の成人病検診に移行されつつある)。

『生活支援』の実施率と給付発生件数(表9)

まず『生活支援』の実施率をみると、「ホームヘルプ利用補助」が31.0%であるのをはじめ、ついで「レク補助金」が23.8%、「ベビーシッター利用補助」が13.1%、「契約保養所」が11.9%、「介護休職給付金」が10.7%、「育児休職給付金」が8.3%、「自己啓発補助金」が7.1%などとなっている。

この中で注目される制度として「ベビーシッター利用補助」制度を上げることができる。

最近では、「ベビーシッター利用補助」を実施する職場も徐々に見られるようになってきているが、依然として、延長保育や夜間保育に対する支援については働く女性スタッフの間ではニーズもあり、共済会としてはどの範囲までを支援するかが課題として残

されている。

また、育児の問題は女子労働者だけの問題ではなくなっていることは事実であり、企業によっては、男性会員の利用も多い例(例えば、第二子目を授かった男性会員が、乳児の子育てに追われる妻になり代わって第一子のために制度を活用しているケースなど)もみられる。しかし、全体的には給付発生率が低い傾向にあるように、将来に対する若年層の経済的、心理的不安が軽減されない限り、人口動態調査などでも示されているように今後さらなる少子化も予測されるので、この制度の給付発生率にも影響を受けることを視野に入れ、将来的なビジョンを描き、制度設計を行う必要もある。

さて、これらの項目の1,000人あたりの給付発生件数であるが、目立って高い発生件数を示しているのが「レク補助」で18.6件である。しかし、一方で「自己啓発補助金」が2.0件、「育児休職給付金」が1.7件、「契約保養所」が1.4件、「ベビーシッター利用補助」が0.5件などとなっており、いずれも発生件数は少ない。

実施率が比較的高い「ホームヘルプ利用補助」も発生件数は0.2件と、非常に低い発生率となっている。

「ホームヘルプ利用補助」は、家族が傷病や出産で家事ができない場合にホームヘルパーの派遣が利用ができるように補助する制度で、最近では介護支援の領域も含めてホームヘルプと位置づけている例も見られる。

過去にはホームヘルパーを共済会が直接雇用して会員の住まいに派遣するシステムもあったが、企業に関係ある者に自分の家の中を知られたくないとの心理が働いて敬遠されがちであるため、金銭的な補助が主流となっている。

『生活支援』の共済会規程上の平均給付金額は、「ホームヘルプ利用補助」が2,673円(26件)、「ベビーシッター利用補助」が2,786円(11件)、「介護休職給付金」が6,167円(9件)、「レク補助金」が2,125円(20件)、「自己啓発補助金」が2,000円(6件)などとなっている。

最近共済会で導入されはじめている「ベビーシッター利用補助」は、今回の調査では実施している共済会は11件とまだ少ないのが実態である。しかし、女性スタッフが戦力として活躍している職場では、出産後も休業後仕事を続ける例は広く見られるようになってきており、核家族化が進んだ今日においては、過去には同居の両親に一部委ねていた子育ても、他の制度に代替せざるを得ない環境になってきている。例えば、企業側が事業所内に託児所を設けるにしても、固定経費やシッターの人件費等の負担が障害になる場合がある。そこでベビーシッター利用補助制度などの設置により、育児に追われる会員に対する補助制度を充実させる企業も現れてくるものと思われる。

同様に、介護に関する支援制度も、

介護保険法による給付への附加的な支援としての共済会からの支援も今後注目される点である。

参考までに、企業内託児施設を設ける際の公的助成に触れておくと、厚生労働省管轄では「こども未来財団(旧・日本児童手当協会)」が昭和54年(1979年)から「事業所内保育施設(整備費)助成」を行っている。厚生労働省管轄では各所在地の婦人少年室が窓口となり「事業所内託児施設助成金」制度を設けている。さらに雇用・能力開発機構(融資財形部雇用促進融資課)が「事業所内託児施設に対する融資制度」を設けている。

『災害見舞金』の実施率と給付発生件数(表10)

大規模災害といえば、平成7年(1995年)に発生した「阪神・淡路大震災」による被害への対応が記憶に残っている。

既に共済会の中には危機管理として給付制度を設けていたり、緊急時の特別対応の給付が規定化されている企業ではそれに準じて対応していたが、それが整備されていなかった企業では、マスコミ等の情報を収集してそれを参考に緊急対応に追われていた。

特に難しかったのは給付に伴う被災度の判定であり、多くの企業担当者が頭を悩ませていたようである。判断基準となる公的な証明証(例えば消防署発行の罹災証明など)も思うように

は手に入れられず、企業担当者が自ら足を運んだという例も少なくなかった。この震災を契機に、規定の見直しをする企業は多いようである。

さて、『災害見舞金』の各項目の実施率を見ると、「全焼・全壊」の実施率は63.1%で最も高く、ついで「半壊・半焼」が58.3%、「一部焼・一部壊」が48.8%、「床上浸水」が40.5%、「床下浸水」が26.2%、「台風」が19.0%、「震災」が17.9%、などとなっている。

1,000人当たりの給付発生件数をみると、「全焼・全壊」、「一部焼・一部壊」が各々0.1件である以外は全て発生件数は0.0件と、僅少となっている。

「災害見舞金」に共通していることは、住宅・家具等が災害（火災、水害等）で被害を請けた場合に見舞いをするという意味で、大部分の共済会が、会員相互の助け合いの重要な項目として位置付けていることである。

しかし、今回の調査結果のように1,000人あたりの給付発生率をみると、いずれも極めて低くなっている。つまり「災害」は会員の誰もが直面する可能性を持っているため給付の実施率は高いが、実際に給付が発生する率は大規模な震災や天災が生じない限り、一般には低い傾向にある。その原因は、国や都道府県の河川防災対策が充実したり、建築基準法が整備されたり、消防対策が進んできたこと、さらには耐震耐火構造の住宅も過去に

比較して増えてきたもあり、社会全体の災害の発生率は昔に比べてはるかに減少してきているといえる。

『退職者共済事業』の実施率と給付発生件数（表11）

『退職者共済事業』は、在職中の企業福祉の一環として、あるいは労働組合福祉の一環として共済会が運営されている間には、こうした給付項目はなかった。

しかし、高齢社会が進展する中で、在職者福祉から退職後までも含めた「生涯福祉」へという考え方の普及にともない、従業員（会員）の退職後の問題に取り組むところが出てきている。

『退職者共済事業』を実施している共済会は9件と僅かで、共済会規程上の平均給付金額のサンプル数も少ないが、それぞれの項目についてみると、「長寿祝金」が6,000円（5件）、「死亡給付金」が77,143円（7件）、「入院見舞金」が1,000円（3件）、「入院補助金」が11,000円（5件）などとなっている。

『退職者共済事業』の給付発生件数は基本的に祝金は極めて少なく、「入院見舞金」が1.1件、「長寿祝金」は0.9%、「入院補助金」が0.8%などとなっている。

弔辞ごとや病気、ケガなどに関する給付がほとんどである。高齢者は健康と退職後の生活に不安を抱くという点からメニューが選ばれていること

がわかる。

年間給付総額の内訳（表12）

共済会の年間給付総額に占める各給付グループの給付合計額の割合を、表12に示している。

「医療費補助」は発生件数が低いにもかかわらず、手厚い給付を行う傾向もあって18.8%を占め、ついで「死亡給付金」が16.6%となっている。

「祝金」は給付発生件数は43,297件と他の給付事業項目中最も高いが、多くの共済会では規定上の給付額が儀礼的水準に留まっている傾向から、年間給付総額も1,300万円と、13.9%となっている。

さらに「傷病見舞金（休業所得補償を含む）」は実質的に役に立つ給付金額を目指していることもあって、給付発生件数は16,054件と「祝金」の給付発生件数よりも少ないものの、給付総額はほぼ「祝金」と同等の水準となり、13.7%となっている。

給付額の主な設定手法

共済会で慶弔災害傷病給付額の水準を設定する場合、その金額を根拠を明確にすることによって、将来、給付金額の改定を検討する際の「改定時期」や「改定金額の大きさ」を判断する手掛かりとなるように工夫することが望ましい。

そこで、共済会の慶弔災害傷病給付水準を設定する方法としては、主に以下のような方法をあげることができ

る。

世間相場型

他の共済会の事例や、官庁資料および民間研究機関などの実態調査資料をできるだけ多く収集し、その傾向を把握したうえで決定する方法

トップ独断型

共済会の理事長や母体企業の社長が独断で決める方法

社内慣行型

共済会を組織する前に、企業や労働組合などが給付していた慶弔災害傷病見舞金の金額をほぼ踏襲する方法

算定基準設定型

それぞれの給付項目について合理的算定基準を設ける方法

段階的累進型

望ましい目標水準を設定しておき、共済会の財政状況を見ながら、段階的にその目標額に近づいていくことを前提として、低い金額から出発する方法

団体保険を利用している給付事業

「共済会」の給付の内容を見ると、祝事はもちろんであるが、予期しない不幸な生活事故（会員やその家族の死亡、傷病、家屋の災害など）についても、儀礼的な水準に留まり、生活事故によって生じた経済的リスクを補うにははるかに少額である場合が少なくない。

しかし、会員やその家族が生活事故に直面したとき、共済会からの給付で

本当に助かったと実感できる程度の水準に引き上げるために、共済会の規模によっては保険商品を活用している例もある。

そこで今回回答を得た共済会が給付事業でどれだけ団体保険を活用しているのかを、「死亡弔慰金・供花など」、「傷病見舞金・休業所得補償」、「各種年金」、「災害見舞金」、「医療費補助」、「退職者共済事業」、など各々について示したものが表 13～表 17 である。

団体保険を利用している共済会数が多いのは『本人死亡給付金』関係で、利用率は次のとおりである。「本人死亡給付金」を実施している共済会は 54 共済会であるが、そのうちの 15 共済会（27.8%）が団体保険を利用している。

この他には「災害見舞金」では「全焼・全壊」を実施している 34 共済会のうち 5 共済会（14.7%）で団体保険の活用が見られる。また、「傷病見舞金・休業所得補償」では、「長期障害所得補償」を実施している 6 共済会のうち 4 共済会（66.7%）で団体保険の活用がみられる。

一方団体保険の活用が見られなかったのは「退職者共済事業」で、今回回答を得た共済会では、自家共済で給付事業が運営されていることが分かる。

参考までに、生命保険文化センターが平成 11 年（1999 年 3 月）に発表した「企業の福利厚生制度に関する

調査」によれば、総合福祉団体定期保険（旧 A グループ保険）の導入率は従業員 1,000 人の企業で 63.4%、300～999 人では 58.2%、100～299 人では 43.5%、30～99 人が 48.4%となっており、規模が小さくなるほどその導入率は減少する傾向にある。

給付の請求権の時効期限

健康保険法第 193 条第 1 項では「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する」となっており、保険給付の受給権のうち、療養の給付などのいわゆる現金給付に限っては 2 年間の時効で消滅することが定められている。また、労災保険の「障害補償給付・障害給付」と「遺族補償給付・遺族給付」の受給権も同様に 2 年である。更に、厚生年金保険や労災保険の「療養補償給付・療養給付（現金給付）」「休業補償給付・休業給付」「埋葬料、葬祭給付」などの受給権は 5 年である。

以上のように、国による給付事業については受給権利の時効が設けられているが、共済会の事業活動には法律による規制はないので、各共済会が任意に給付の請求権の時効期限を設けていたり、設けていなかったりと様々である。

ただし、共済会の給付事業は会員の自助努力があってこそ成り立つもの

であるという考え方から、給付時効期限を設け、会員が自発的に給付を受けるように促す例が見られたり、事務処理の合理化や共済会の財政的なことを考えた結果、受給権利発生からある程度の年数が立った場合、給付権利を無効とする例などが見られる。

当然このような時効期限を設けている共済会では、より有効に各制度を利用してもらうために、パンフレットや社内報などによる会員に対する広報活動を強化する必要がある。

さて、その給付請求時効期限を「祝金」、「死亡弔慰金・供花など」、「傷病見舞金休業所得補償」、「各種年金」、「医療費補助」、「生活支援」、「災害見舞金」、「退職者共済事業」などの各項目ごとに回答を得ている。

まず、「祝金」においては、「結婚祝金」、「出産祝金」、「退会餞別金」などにおいて「12 ヶ月」という回答が多く、それぞれ、41.9% (13 件)、35.7% (10 件)、36.4% (8 件) などとなっている。

「死亡弔慰金・供花など」では、「本人死亡給付金」において、「12 ヶ月」という回答が 42.9% (12 件) であるのをはじめ、ついで「3 ヶ月」が 21.4% (6 件) となっている。

「傷病見舞金・休業所得補償」では「本人傷病見舞金」が「12 ヶ月」(37.5% (9 件))、「各種年金」では「遺児育英年金」が「24 ヶ月」(50.0% (3 件))、「医療費補助」では「本人入院補助金・差額ベッド料補

助」(38.9% (7 件))、「生活支援」では「ホームヘルプ利用補助」が「12 ヶ月」(58.3% (7 件))、「災害見舞金」では「全焼・全壊」と「半焼・半壊」がそれぞれ 28.6% (6 件) と 29.4% (5 件) で「3 ヶ月」、などとなっている。

このように時効期限は多くの場合「12 ヶ月 (1 年)」であり、「遺児育英年金」のように長期にわたる給付では「24 ヶ月 (2 年)」とする例がみられる。

なお、「その他」の意見として、請求権時効については各年度決算時までを原則とする例などもみられる。

共済会の規程の現状 (表 18)

ここ数年、企業の経営再編の一環として、複数の企業が統合を図る例を見られるようになってきたが、この動きとともに複数の共済会の統合や、また、解散などを行う例も生じてきている。

このような場合に議論となる問題の一つに、従来から構築してきた共済会のファンドをどのように処分するかといった残余財産の処分をあげることができる。

さらに 2002 年 4 月より中間法人法が施行され、中間法人を設立する際の規定において解散規定を設ける旨が示されており、この際にも残余財産の処分について規定を設けることが記されている。

しかし、現状、問い合わせを受ける共済会の規定をみると、この点につい

ては明確に規定されていないか、あるいは、残余財産の処分を総会や評議員会（代議員会）といった構成員の総意を反映させる機関を通さずに、理事会で議決すれば足り得る旨を示した規定に留めている例をみることがある。

そこで今回、このような現状を踏まえ、実態がどうなっているのかを今回の調査では調べている。

今回回答を得た 84 共済会のうち、共済会解散時の財産処分について規定を「設けていない」が 84.5%と圧倒的に多く、「設けている」といった回答はわずか 11.9%（10 件）に留まっている。このうち「設けている」の回答のうち、「構成員に分配」が 30.0%（3 件）であり、残りの 70%（7 件）は、「その他」（50.0%）、あるいは「無回答」（20.0%）となっている。

この調査結果では、8 割以上が「設けていない」といった回答であったが、このように設けていない共済会では、「この細則の運営において疑義が生じたときは、理事会の決定による」などといった規定により、予期できない事項が生じた場合の対応に替えている例もある。

しかし、法人として法律行為を受けることを考えると、解散時の規定も構成員の総意を反映した規定づくり、例えば、「本会の解散時における残余財産の処分については、評議員会の議決により行う」や、「本会の解散時にあたっての残余財産の処は、代議員会が

議決した方法に基づき処分する。」などといった規定を設けることが本来は望ましいものといえる。

ペイオフ対策などについて

最後にペイオフ対策についてであるが、「預金保険法等の一部を改正する法律」（法律第 4 号）の一部が改正され、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日からペイオフ（預金などの払い戻しを一定額までとする措置）が全面解禁される。

この動きに対応して、共済会においても、事業を展開する上でその対応策を検討する動きも現れてきている。

例えば、共済会担当者あるいは事業主側の経理担当者などと金融・保険商品に関する知識を醸成したり、基準規定（例えば、規定の目的、機関選定基準、運用の際の金融商品、決裁権限、有効期限、定期的な見直し、などといった事項）について予め専門家などと相談のうえ、検討しておくなどをあげることができる。

また、共済会のガイドブックなどの給付事業紹介欄の中にも、金融機関名などを会員に分かるように記載する工夫も生じる場合もある。

そこで今回の調査では、各共済会がこのペイオフ対策、さらにはここ数年、増加しつつある企業の統廃合の影響を受け、従来の共済会を発展的に解消し新たな共済会を設立する例や、解散する際のファンドの管理対策についてどのように取り組んでいるのかを

調べている。

まず、「預け入れ金融機関を厳選した（ペイオフ対策）」であるが、普通預金の分散化、あるいは大口定期から普通預金に移行し、複数の銀行に預け入れする例や、金融機関を厳選する動きがみられ、中には「共済会資産運用規程」を設ける例が見られる。

次に、「統合・分社化・事業所の閉鎖などでファンドの分割」であるが、これについては統合・分社化・閉鎖など、従業員数でファンドを按分すると

いった回答が寄せられている。

最後に「会社補助金の減収（ファンドの縮小）」であるが、早期退職などで会員数が減少して会費の収入減する例や、低金利による資産運用の悪化で収入減している例などが寄せられている。

このように、金融環境を取り巻く情勢の変化は、共済会の給付事業の見直し、給付水準の見直しを迫る結果となっている。

表4 「祝金」の実施率と給付発生件数と平均給付額

祝金項目	実施率（％） （ ）内は実数	1,000人当りの給付発生件数 （件 / 1,000人）				規程上の平均給付金額（円） （ ）内は回答数
		1992年度	1995年度	1998年度	2001年度	
結婚祝金	91.7 (77)	22.4	28.6	28.5	20.0	25,026(77)
出産祝金	90.5 (76)	30.3	30.6	28.4	18.8	11,053(76)
子女入学祝金	44.0 (37)	74.5	73.0	48.7	13.3	8,000(36)
子女卒業祝金	11.9 (10)	58.8	35.6	48.4	1.7	6,800(10)
子女結婚祝金	29.8 (25)	9.5	11.2	18.3	2.3	9,600(25)
退会餞別金	81.0 (68)	43.5	42.4	52.6	33.1	9,787(68)
リフレッシュ補助金	6.0 (5)	-	-	70.0	0.2	15,000(5)
結婚記念祝金	1.2 (1)	1.2	17.2	22.6	0.0	-
結婚記念品	1.2 (1)	-	-	-	0.0	-
結婚周年祝金	1.2 (1)	-	-	-	0.1	-
本人銀婚祝金	1.2 (1)	13.3	-	-	0.0	-
成人記念祝	1.2 (1)	27.4	15.0	-	-	-
その他	14.3 (12)	-	-	-	2.7	-
祝金全体	97.6(82)	-	-	-	-	-

表5 『死亡弔慰金・供花など』の実施率と給付発生件数と平均給付額

死亡弔慰金・供花など項目	実施率(%) ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額 (円) ()内は回答数
		1992年度	1995年度	1998年度	2001年度	
本人死亡給付金	89.3(75)	1.7	1.2	1.5	1.5	668,200(75)
配偶者死亡給付金	86.9(73)	1.1	1.0	1.0	0.9	106,712(73)
子供死亡給付金	82.1(69)	0.4	0.6	0.5	1.9	42,536(69)
父母死亡給付金	91.7(77)	31.5	32.5	26.4	13.2	22,078(77)
配偶者の父母死亡給付金	69.0(58)	-	-	16.0	4.1	15,103(58)
祖父母・孫死亡給付金	51.2(43)	16.5	18.2	17.6	3.5	7,291(43)
兄弟死亡給付金	45.2(38)	4.2	2.5	3.3	0.2	8,171(38)
その他	19.0(16)	-	22.8	-	2.4	-
死亡弔慰金・供花など全体	96.4(81)	-	-	-	-	-

表6 『傷病見舞金・休業所得補償』の実施率と給付発生件数と平均給付額

傷病見舞金・休業所得補償項目	実施率(%) ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額 (円) ()内は回答数
		1992年度	1995年度	1998年度	2001年度	
本人傷病見舞金	77.4(65)	26.9	32.6	21.5	23.5	9,892(65)
家族傷病見舞金	11.9(10)	4.8	12.5	13.2	0.6	5,700(10)
私傷病長欠保障	22.6(19)	17.1	8.9	14.6	6.0	6,000(19)
本人入院見舞金	32.1(27)	8.8	23.1	20.4	1.3	6,963(27)
家族入院見舞金	13.1(11)	7.5	14.0	30.4	0.3	4,818(11)
療養見舞金	8.3(7)	-	17.9	20.4	1.5	8,857(7)
障害見舞金	14.3(12)	2.8	0.3	0.2	0.2	600,00(12)
傷病(障害)退職見舞金	10.7(9)	0.3	0.2	0.3	0.0	3644,44(9)
長期傷害所得補償	8.3(7)	-	-	0.9	0.3	-(7)
重度心身障害見舞金	1.2(1)	-	-	-	0.3	-
病氣見舞金	1.2(1)	-	-	-	0.2	-
その他(休業見舞金、本人傷病見舞金業務外)	9.5(8)	-	7.8	-	0.2	-
傷病見舞金・休業所得補償全体	88.1(74)	-	-	-	-	-

表7 『各種年金』の実施率と給付発生件数と平均給付額

各種年金項目	実施率(%) ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額 (円/月) ()内は回答数
		1992年度	1995年度	1998年度	2001年度	
遺族年金	11.9(10)	22.4	4.9	1.0	1.2	21,500(10)
遺児年金	8.3(7)		-	-	0.1	13,286(7)
遺児育英年金	22.6(19)		3.3	1.6	2.0	14,579(19)
その他	11.9(10)	-	-	-	0.2	-
各種年金全体	72.6(61)	-	-	-	-	-

表8 『医療費補助』の実施率と給付発生件数と平均給付額

医療費補助項目	実施率 (%) ()内は 実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額 (円) ()内は回答数
		1992 年度	1995 年度	1998 年度	2001 年度	
本人入院補助金・差額ベット料補助	40.5(34)	8.8	4.3	5.9	3.0	3,858(34)
家族入院補助金・差額ベット料補助	27.4(23)	8.8	4.8	7.9	1.8	3,543(23)
本人人間ドック	8.3(7)	34.3	92.9	65.5	2.9	6,400(7)
家族人間ドック	4.8(4)	4.1	26.6	14.6	0.4	12,500(4)
出産給付金	4.8(4)	3.8	2.1	12.7	0.6	7,500(4)
本人医療費	4.8(4)	22.7	18.5	-	22.2	1,325(4)
家族医療費	4.8(4)	-	6.5	-	36.0	1,325(4)
健康センター補助	1.2(1)	-	-	-	0.2	-
その他	6.0(5)	-	61.9	-	0.8	-
医療費補助全体	35.7(30)	-	-	-	-	-

表9 『生活支援』の実施率と給付発生件数と平均給付額

生活支援項目	実施率 (%) ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額(円) ()内は回答数
		1992 年度	1995 年度	1998 年度	2001 年度	
ホームヘルプ利用補助	31.0(26)	0.5	0.5	0.7	0.2	2,673(26)
ベビーシッター利用補助	13.1(11)	1.1	1.4	3.6	0.5	2,786(11)
育児休職給付金	8.3(7)	1.8	7.9	3.1	1.7	-(7)
介護休職給付金	10.7(9)	-	0.5	0.6	0.3	6,167(9)
レク補助金	23.8(20)	-	-	-	18.6	2,125(20)
自己啓発補助金	7.1(6)	-	-	51.5	2.0	2,000(6)
契約保養所	11.9(10)	-	-	103.9	1.4	1,500(10)
その他	15.5(13)	-	-	-	3.0	-
生活支援全体	45.2(38)	-	-	-	-	-

表10 「災害見舞金」の実施率と給付発生件数と平均給付額

災害見舞金項目	実施率[%] ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付金額[円] ()内は回答数
		1992 年度	1995 年度	1998 年度	2001 年度	
全焼・全壊	63.1(53)	0.1	2.5	0.1	0.1	230,170(53)
半焼・半壊	58.3(49)	0.1	3.4	0.0	0.0	211,102(49)
一部焼・一部壊	48.8(41)	0.7	7.6	0.1	0.1	46,765(41)
床上浸水	40.5(34)	0.3	0.2	0.1	0.0	44,765(34)
床下浸水	26.2(22)	1.3	0.0	0.1	0.0	26,364(22)
震災	17.9(15)	20.2	43.3	0.0	0.0	15,333(15)
台風	19.0(16)		0.0	0.0	0.0	14,375(16)
その他(交通災害など)	8.3(7)		-	7.3	0.0	-
災害見舞金全体	54.8(46)	-	-	-	-	-

表 1 1 「退職者共済事業」の実施率と給付発生件数と平均額

退職者共済事業項目	実施率[%] ()内は実数	1,000人当りの給付発生件数 (件/1,000人)				規程上の平均給付 金額[円] ()内は回答数
		1992 年度	1995 年度	1998 年度	2001 年度	
長寿祝金	6.0(5)	85.0	86.5	161.7	0.9	6,000(5)
死亡給付金	8.3(7)	19.1	15.3	11.1	0.3	77,143(7)
傷病見舞金	2.4(2)	10.4	8.4	-	-	-(2)
入院見舞金	3.6(3)	-	54.8	72.3	1.1	1,000(3)
入院補助金	6.0(5)	25.9	15.2	96.5	0.8	11,000(5)
法定外医療費補助	1.2(1)	89.3	198.8	-	-	-(1)
その他	4.8(4)	-	-	-	0.4	-
退職共済事業全体	10.7(9)	-	-	-	-	-

表 1 2 年間給付総額の内訳

給付事業項目	年間給付総額の平均[円/年] ()内は給付発生件数	比率
1.祝金(退職餞別金を含む)	13,202,049(43,297)	13.9
2.死亡給付金	15,753,741(13,983)	16.6
3.傷病見舞金(休業所得補償を含む)	12,976,162(16,054)	13.7
4.医療費補助	17,819,233(1,639)	18.8
5.生活支援	8,894,368(31,890)	9.4
6.災害見舞金	4,687,304(13,019)	5.0
7.各種年金	611,557(152)	0.6
8.退職者共済事業	20,702,222(1,626)	21.9
全体	94,646,637(121,660)	100.0

表 1 3 「死亡弔慰金・供花など」の団体保険利用の有無 (単位：%、社)

死亡弔慰金・供花など項目	合計	活用あり	活用なし
本人死亡給付金	100.0(54)	27.8(15)	72.2(39)
配偶者死亡給付金	100.0(52)	5.8(3)	94.2(49)
子供死亡給付金	100.0(48)	4.2(2)	95.8(46)

表 1 4 「傷病見舞金・休業所得補償」の団体保険利用の有無 (単位：%、社)

傷病見舞金・休業所得補償項目	合計	活用あり	活用なし
本人傷病見舞金	100.0(41)	4.9(2)	95.1(39)
本人入院見舞金	100.0(20)	5.0(1)	95.0(19)
障害見舞金	100.0(7)	14.3(1)	85.7(6)
長期障害所得補償	100.0(6)	66.7(4)	33.3(2)

表15 「各種年金」の団体保険利用の有無 (単位：%、社)

各種年金項目	合計	活用あり	活用なし
遺族年金	100.0(9)	33.3(3)	66.7(6)
遺児年金	100.0(5)	20.0(1)	80.0(4)
遺児育英年金	100.0(15)	6.7(1)	93.3(14)

表16 「災害見舞金」の団体保険利用の有無 (単位：%、社)

災害見舞金項目	合計	活用あり	活用なし
全焼・全壊	100.0(34)	14.7(5)	85.3(29)
半焼・半壊	100.0(31)	9.7(3)	90.3(28)
一部焼・一部壊	100.0(27)	11.1(3)	88.9(24)
床上浸水	100.0(22)	9.1(2)	90.9(20)
台風	100.0(12)	8.3(1)	91.7(11)

表17 「医療費補助」の団体保険利用の有無 (単位：%、社)

医療費補助項目	合計	活用あり	活用なし
本人入院補助金・差額ベッド料補助	100.0(25)	4.0(1)	96.0(24)

表18 共済会の規程の現状 (単位：%、社)

区分	共済会解散時の財産処分								
	合計	設けている	財産処分方法				設けていない	無回答	
			構成員に分配	新しい共済会へ移行	第三者に寄付	その他			無回答
調査計	100.0 (84)	11.9 (10)	30.0 (3)	— (-)	— (-)	50.0 (5)	20.0 (2)	84.5 (71)	3.6 (3)

表 19 共済会における主なペイオフ対策

	主な対応
□ 預け入れ金融機関を厳選した（ペイオフ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・預金の分散化（1行から2行へ） ・会社メインバンクに継続して預金 ・資産運用は考えていない ・定期預金を普通預金に変えた ・ペイオフ対策を実施した ・金融機関を厳選し、預金をシフトしている。 ・検討中（とりあえずこの1年定期から普通へ） ・1行から5行に厳選分散 ・大口定期を普通預金に、今後分散化へ ・分割預け入れ（5社） ・共済会資産運用規程の制定（2002.3.28） ・現在検討中 ・定期預金から普通預金へ保有替え ・預金金融機関の分散化 ・健全性の高い（格付けの高い）金融機関へのシフト ・従来から預け入れ金融機関を厳選している。
□ 統合・分社化・事業所の閉鎖などでファンドの分割	<ul style="list-style-type: none"> ・統合・分社化・閉鎖など、従業員数でファンドを按分
□ 会社補助金の減収（ファンドの縮小）	<ul style="list-style-type: none"> ・会社補助金全くなし ・早期退職などで会員数が減少して会費の収入減した。 ・低金利による資産運用の悪化で収入減した。事業の見直し（給付内容、水準の見直し）を考えている。 ・2002年度は赤字見込みのため1年間補助、会費徴収を凍結

【参考】本調査における給付事業の区分

区 分	該当する給付項目
祝 金	結婚祝金、出産祝金、入学祝金、卒業祝金、成人祝金、子供結婚祝金、結婚記念日祝金、永年勤続祝金、新築祝金、結婚退職祝金、定年退職祝金、退会餞別金、その他の祝金
死 亡 給 付 金	本人死亡給付金、配偶者死亡給付金、子供死亡給付金、父母死亡給付金、祖父母・孫死亡給付金、兄弟姉妹死亡給付金、死産給付金、弔事帰郷手当金、その他の死亡給付金
傷 害 見 舞 金	本人傷病見舞金、家族傷病見舞金、私傷病長欠保障、本人入院見舞金、家族入院見舞金、手術見舞金、療養見舞金、障害見舞金、傷病（障害）退職見舞金、その他の見舞金
医 療 費 補 助	本人入院補助金・差額ベッド料補助、家族入院補助金・差額ベッド料補助、本人付添看護料補助、家族付添看護料補助、本人医療費補助、家族医療費補助、歯科治療費補助、出産給付金、本人人間ドック利用補助、配偶者人間ドック利用補助、その他の医療費補助
生 活 支 援	ホームヘルプ利用補助、ベビーシッター利用補助、育児休職給付金、介護休職給付金、休業特別給付金、ライセンス補助金、レク補助金、その他の給付金
災 害 見 舞 金	全焼・全壊、半焼・半壊、一部焼・一部壊、床上浸水、床下浸水、降灰、震災（阪神大震災を含む）、台風、盗難、その他の災害見舞金
年 金	傷病年金、障害年金、遺族年金、遺児育英年金、遺族補償一時金、遺児育英一時金
退職者共済事業	長寿祝金、死亡給付金、傷病見舞金、入院見舞金、手術見舞金、重度障害見舞金、入院補助金・差額ベッド料補助、付添看護料補助、患者負担医療補助、人間ドック利用補助、災害見舞金、その他の退職者共済事業